

## 四国一周サイクリングロゴマーク等使用要綱

### (趣旨及び目的)

第1条 この要綱は、「四国一周サイクリング」関連事業のロゴマーク等(以下「ロゴマーク等」という。)の使用に関し必要な事項を定め、もって「四国一周サイクリング」の認知度の向上及び「サイクリングアイランド四国」としての地位の確立に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、ロゴマーク等とは、「四国一周サイクリングロゴマーク等デザインマニュアル」に定める以下のロゴマーク等をいう。

- ・ 四国一周ロゴマーク
- ・ Let's go around SHIKOKU ロゴタイプ
- ・ Cycling island SHIKOKU ロゴタイプ
- ・ ブルーライン及びサイクリストアイコン

### (使用方法)

第3条 ロゴマーク等は、「四国一周サイクリングロゴマーク等デザインマニュアル」に従って使用しなければならない。

### (使用料)

第4条 ロゴマーク等の使用は、無償とする。

### (使用の申請)

第5条 ロゴマーク等を使用しようとする者(以下「使用申請者」という。)は、あらかじめ使用許諾申請書(様式1)に必要書類を添えて愛媛県自転車新文化推進協会会長(以下「会長」という。)に提出し、その許諾を得るものとする。

- 2 会長は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、使用申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。
- 3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、会長の許諾を要しない。
  - (1) 愛媛県自転車新文化推進協会(以下「協会」という。)、協会の構成団体及び協会が構成員として参画している団体が使用するとき。
  - (2) サイクリングアイランド四国推進協議会(以下「協議会」という。)、協議会の構成団体及び協議会が構成員として参画している団体が使用するとき。
  - (3) 学校教育法第1条に規定する学校が教育目的に使用するとき。

- (4) 報道機関が、新聞及びテレビ等に報道目的で使用するとき。
- (5) 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき。
- (6) 協会、協議会と協働で事業に取り組むとき。
- (7) その他公益上の観点から会長が適当と認めるとき。

(資格要件)

第6条 前条第1項の使用申請者が次の各号いずれかに該当するときは、ロゴマーク等の使用を許諾しない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

(使用の許諾)

第7条 会長は、第5条第1項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマーク等の使用を許諾するものとする。

- (1) 自己のロゴマーク等として使用するおそれがあると認められるとき。
  - (2) 協会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
  - (3) 「四国一周サイクリング」のブランドイメージを損なうおそれのあるとき。
  - (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
  - (5) ロゴマーク等を使用することにより、誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
  - (6) 宗教的行事・活動及び政治活動等に使用するとき。
  - (7) 「四国一周サイクリングロゴマーク等デザインマニュアル」に従って使用しないおそれのあるとき。
  - (8) その他ロゴマーク等の使用が適当でないと認められるとき。
- 2 会長は、ロゴマーク等の使用を許諾するときは、ロゴマーク等使用許諾通知書（様式2）により、使用申請者に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。
- 4 会長は、使用を許諾しないときは、ロゴマーク等使用不許諾通知書（様式3）により、使用申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第8条 ロゴマーク等の使用期間は、原則として3年間以内とし、次項による場合を除き使用許諾申請書に記載のとおりとする。

- 2 会長は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、使用許諾通知書に記載して通知する。
- 3 前各項の使用期間満了後において、引き続きロゴマーク等を使用しようとするときは、改めて申請を行い、使用許諾を受けなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、前条第1項の規定に基づく許諾を受けた者が、使用期間満了日までの間に、別段の申出を行ったときは、第5条第1項の申請があったものとみなす。

(許諾内容の変更)

第9条 ロゴマーク等を使用する者(以下「使用者」という。)は、許諾を受けたロゴマーク等の使用内容を変更しようとするときは、ロゴマーク等使用内容変更申請書(様式4)を会長に提出し、その許諾を得るものとする。

- 2 会長は、ロゴマーク等の使用内容の変更を許諾する場合には、ロゴマーク等使用内容変更許諾通知書(様式5)により、使用者に通知するものとする。
- 3 会長は、ロゴマーク等の使用内容の変更を許諾しない場合には、ロゴマーク等使用内容変更不許諾通知書(様式6)により、使用者に通知するものとする。
- 4 第1項の申請は、第5条から第8条の規定を準用する。

(使用の廃止)

第10条 使用者は、ロゴマーク等の使用を廃止したときは、速やかにその旨をロゴマーク等使用廃止届出書(様式7)により、会長に届け出なければならない。

(許諾の取消)

第11条 会長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第2項の使用許諾を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 第7条第1項の各号のいずれかに該当することとなったとき
- (3) 第7条第3項の条件に違反したとき
- (4) その他会長が取り消すことが適当と認めるとき

2 会長は、前項の規定による使用許諾の取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用上の遵守事項)

第 12 条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 原則として、ロゴマーク等の近接に許諾番号を明記すること。
- (4) 許諾に際して条件を付された場合はそれに従うこと。
- (5) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに会長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と会長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(使用の非独占性等)

第 13 条 この要綱による許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマーク等を使用する権利を付与するものではない。また、使用者又はロゴマーク等が表示された物品等について協会が推奨を行うものではない。

(使用実績の報告)

第 14 条 会長は、使用者に対し、ロゴマーク等の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

(損失補償等の責任及び使用者の責務)

第 15 条 会長は、ロゴマーク等の使用にかかる損失補償等の一切の責任を負わないものとする。

- 2 ロゴマーク等が表示された物品等にかかる事故又は補償が発生する場合、一切の責任はロゴマーク等の使用者に帰するものとし、使用者は誠意を持って必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。